

組織規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、NanoFrontier 株式会社（以下「当会社」という。）の組織、業務分掌及び職務権限に関する基本的事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当会社の役員及び全ての従業員に適用する。

第3条（組織の基本方針）

当会社は、有機ナノ粒子化技術を用いた試薬品及び機能性材料の研究開発を事業の中核とし、研究活動の推進、事業の拡大及び経営管理の適正化を両立する組織体制を構築する。

第2章 組織構成

第4条（株主総会）

株主総会は、会社の最高意思決定機関として、法令及び定款の定めに従い、会社の重要事項を決議する。

第5条（本部・部門の設置）

当会社に、代表取締役の直轄のもと、次の本部及び部門を置く。

(1) 営業本部 (2) 開発本部 (3) 経営管理本部 (4) 経営企画部

2 本部及び部門の新設、廃止又は変更は、代表取締役が決定する。

第6条（営業本部）

営業本部に、次の部を置く。

(1) 事業開発部 (2) 営業部 (3) 海外事業部

第7条（営業本部の所掌業務）

営業本部の各部は、次の業務を所掌する。

（1） 事業開発部

ア 新規事業の企画及び推進に関する事項 イ アライアンス及びパートナーシップの構築に関する事項 ウ 市場調査及び事業戦略の立案に関する事項

（2） 営業部

ア 有機ナノ粒子の製造受託及び関連技術の提供に関する事項 イ 技術ライセンスの供与及び技術コンサルティングに関する事項 ウ 国内顧客の開拓及び営業活動に関する事項

（3） 海外事業部

ア 海外市場の開拓及び海外顧客との取引に関する事項 イ 海外の研究機関及び企業との連携に関する事項

第8条（開発本部）

開発本部に、次の部を置く。

（1） 研究開発部 （2） 量産開発部 （3） シミュレーション開発部

第9条（開発本部の所掌業務）

開発本部の各部は、次の業務を所掌する。

（1） 研究開発部

ア 有機ナノ粒子化技術を用いた試薬品及び機能性材料に関する研究開発 イ ナノ材料の環境・エネルギー分野への応用に関する基盤的研究 ウ 競争的研究費等を活用した学術的研究活動の計画及び遂行 エ 大学その他の研究機関との共同研究及び連携に関する事項 オ 研究成果の管理及び知的財産の創出に関する事項

(2) 量産開発部 ア 研究開発成果の量産化プロセスの設計及び開発 イ 製造工程の最適化及び品質管理手法の確立 ウ スケールアップに関する技術検証

(3) シミュレーション開発部

ア AI 駆動型の研究開発プロセスの最適化に関する研究 イ ナノ粒子合成のシミュレーション技術の開発 ウ データ解析基盤の構築及び運用

第 10 条（経営管理本部）

経営管理本部に、次の部を置く。

(1) 経理部 (2) 人事総務部

第 11 条（経営管理本部の所掌業務）

経営管理本部の各部は、次の業務を所掌する。

(1) 経理部 ア 経理、財務及び資金管理に関する事項 イ 競争的研究費等の経理処理及び執行管理に関する事項 ウ 税務申告及び決算に関する事項

(2) 人事総務部

ア 人事、労務及び採用に関する事項 イ 総務、法務及びコンプライアンスに関する事項 ウ 内部監査の実施及び不正防止に関する事項 エ 情報管理及びセキュリティに関する事項

第 12 条（経営企画部）

経営企画部は、代表取締役の直轄部門として、次の業務を所掌する。

(1) 経営戦略及び中期経営計画の策定に関する事項 (2) 予算編成及び予算管理に関する事項 (3) 資金調達及び投資家対応に関する事項 (4) 補助金・助成金・公募案件の調査及び申請補佐に関する事項 (5) 社内横断プロジェクトの企画・推進に関する事項

第 3 章 役職及び職務権限

第 13 条（役職）

当会社に、次の役職を置く。

(1) 代表取締役（社長） (2) 取締役 (3) 本部長 (4) 部長

2 前項に定めるもののほか、業務上必要がある場合は、代表取締役の決定により役職を設けることができる。

第 14 条（代表取締役の職務）

代表取締役は、当会社を代表し、業務全般を統括する。

2 代表取締役は、各本部及び経営企画部の業務を監督し、必要な指示を行う。

第 15 条（取締役の職務）

取締役（代表取締役を除く。）は、代表取締役を補佐し、代表取締役の指名に基づき、次の業務を担当する。

(1) 統括管理責任者としての競争的研究費等の運営・管理の統括

(2) その他代表取締役が指示する業務

2 前項各号の指名は、代表取締役が行う。

第 16 条（本部長の職務）

本部長は、代表取締役の指揮監督のもと、担当本部の業務を統括し、所属する部長及び従業員を指揮する。

2 本部長は、代表取締役が任命する。

第 17 条（部長の職務）

部長は、本部長（経営企画部においては代表取締役）の指揮監督のもと、担当部の業務を管理し、所属する従業員を指揮する。

2 部長は、代表取締役が任命する。

第 18 条（兼務）

組織の規模に応じ、同一の者が複数の本部又は部の職務を兼務することができる。

第 4 章 研究活動に関する体制

第 19 条（研究活動の基本方針）

当会社は、有機ナノ粒子化技術を用いた試薬品及び機能性材料の研究開発を行い、ナノテクノロジー分野における科学技術の発展及び社会課題の解決に寄与することを基本方針とする。

第 20 条（研究者の職）

当会社において研究を業務とする職として、次の職を置く。

(1) 研究開発部長

(2) 研究員

2 研究者は、競争的研究費等を活用した研究活動を主体的に遂行する責任を負う。

3 研究者の採用及び任命は、代表取締役が行う。

第 21 条（競争的研究費等に関する責任体制）

当会社は、競争的研究費等の適正な運営・管理のため、次の責任者を置く。

(1) 最高管理責任者

代表取締役がこれに当たる。機関全体の競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負い、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を指名する。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者が指名する者がこれに当たる。競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実務上の責任者とし、不正防止対策の実施及びコンプライアンス教育の統括を行う。

(3) コンプライアンス推進責任者

最高管理責任者が指名する者がこれに当たる。各部門におけるコンプライアンスの推進に責任を負い、構成員の法令遵守意識の向上を図る。

(4) 研究倫理教育責任者

最高管理責任者が指名する者がこれに当たる。研究活動に関わる者に対する研究倫理教育の企画、実施及び受講管理について責任を負い、研究活動の公正性の確保を図る。

2 統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、兼務することができる。

第22条（外部研究機関との連携）

当社は、大学その他の研究機関と連携し、学術的な助言・指導を受けながら研究活動を遂行する体制を維持する。

2 連携に関する契約その他の取り決めは、代表取締役が決定する。

第5章 意思決定及び報告

第23条（重要事項の決定）

次に掲げる事項は、代表取締役が決定する。

(1) 経営方針及び事業計画に関する事項 (2) 組織の新設、変更及び廃止に関する事項 (3) 人事に関する重要事項 (4) 競争的研究費等の申請及び受入れに関する事項 (5) 外部機関との連携及び契約に関する重要事項 (6) その他経営上の重要事項

第24条（報告義務）

本部長及び部長は、所掌業務の遂行状況について、定期的に代表取締役役に報告しなければならない。

2 緊急を要する事項については、直ちに報告しなければならない。

第6章 雑則

第25条（規程の改廃）

本規程の改廃は、代表取締役役が決定する。

附則

1 本規程は、令和7年9月1日より施行する。

2 令和8年6月1日改訂。

以上